

看護系大学奨学生募集について

熊本労災病院では、将来、当院の看護師として勤務を希望する看護学生に対して奨学金を貸与いたします。

この奨学金は、看護師を目指す皆さんの学校生活をサポートし、卒業後、当院の看護師として一定期間勤務いただくと返還が免除される制度となっております。

奨学金貸与までの主な流れ

- ①貸与の申込み、奨学生誓約書
- ②奨学生の選考
- ③奨学生の決定
- ④奨学金口座振込申出書の提出
- ⑤奨学金の口座振込

申込み方法

1. 看護系大学を卒業後、熊本労災病院に勤務することを希望する場合にお申込み下さい。
2. 申込みする場合は、次の書類を提出して下さい。
 - ①奨学生申請書（様式第1号）
 - ②誓約書（様式第2号）
 - ③履歴書（様式第3号）
 - ③学業成績等に関する証明書

【申請者が1年次の方】

 - 1) 高等学校等の成績証明書
 - 2) 入学試験成績証明書
 - 3) 合格証明書または在学証明書の写し

【申請者が2年次以降の方】

 - 1) 施設の長の発行する学業成績証明書

上記の必要書類を同封し、封筒の表に「奨学生申請書在中」と記載の上、当院「総務課庶務係 宛て」郵送願います。

奨学生の選考

1. 奨学生は、申込み時に提出された書類及び面接等を踏まえ決定します。
2. 面接の時期は、決まり次第連絡します。
3. なお、奨学生として内定された方には、「奨学金貸与決定通知書」が発行されます。

奨学生の提出書類

「奨学金貸与決定通知書」を受領した日から14日以内に「口座振込申出書」（様式第4号）を提出して下さい。

奨学金の額

奨学金の額は、年額600,000円です（月額50,000円）。

奨学金の貸与期間及び貸与方法

1. 貸与期間は養成施設が定める正規の修学年限の範囲内とし、開始は貸与が決定した年度の4月からとする。(貸与期間は最大4年間です。)
2. 貸与方法は当月15日に指定口座に振り込みます。

奨学金貸与の中止、または停止

1. 次の項目の何れかに該当したときは、奨学金の貸与が中止されます。
 - ①退学その他の理由により修学を継続する見込みがなくなったとき。
 - ②奨学金を貸与することがふさわしくないと認められる事由が生じたとき。
2. 次の項目に該当したときは、奨学金の貸与がその期間、停止されます。
 - ①休学をしたとき、または停学処分を受けたとき。

奨学金の返還

次の項目の何れかに該当した場合は、奨学金の返還が必要となります。

なお、返還については、該当する理由が生じた日の属する月の翌月から起算して1年以内に、一括あるいは毎月均等額を返還していただくことになります。

- ①奨学生の資格が取り消された場合
- ②卒業当年に看護師の免許が取得できない場合
- ③卒業後、熊本労災病院に就職しなかった場合
- ④熊本労災病院に就職したが、奨学金の貸与期間と同じ期間を看護師として勤務できなかったとき(退職した場合等)

奨学金返還の猶予

次に該当する場合は、返還が猶予されます。

1. 卒業後、熊本労災病院の看護師として勤務しているとき。
2. 災害、疾病その他やむを得ない特別な事由があると認められる期間。

奨学金の返還の免除

1. 奨学金は、卒業後、奨学金の貸与期間と同じ期間を熊本労災病院の看護師として勤務した場合には、全額返還免除されます。

ただし、休職期間(「産前産後の休暇」を除く)について原則、勤務した期間から除外する。

2. 熊本労災病院の看護師として勤務した期間が貸与期間より短い場合は、一部免除されます(50,000円×勤務月数)。

申込み及び問合せ先

866-8533 熊本県八代市竹原町 1670

独立行政法人 労働者健康安全機構 熊本労災病院

総務課庶務係

TEL 0965-33-4151

FAX 0965-32-4405